

アジア・アフリカ ラテンアメリカ

日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会機関紙

今月の読み物	■ 2、3面	あらゆる抑圧からの解放を！
	■ 4、5面	変わり果てる新疆ウイグル自治区、香港
	■ 6面	人権擁護と発展を重視する非同盟運動
	■ 7面	列島 AALA
	■ 8面	わたしと AALA

2021年8月1日 No.733

「あらゆる抑圧からの解放を！」 パレスチナ人の連帯のインティファダ



エルサレム旧市街にてガザ攻撃に反対するパレスチナ人

金城 美幸

立命館大学生存学研究センター
プロジェクト研究員



ナ人はこの分断体制を南アでの白人支配体制と対比させ「アパルトヘイト」と呼ぶ。アパルトヘイト下で、イスラエルは主権者として入植地を広げる一方、パレスチナ人の居住地を分断し、家屋破壊や居住権の失効などの形で民衆を追い立ててきた。

ナクバ以来、インティファダ（民衆蜂起）をはじめパレスチナ人は様々な抵抗を行ってきた。しかし、この30年間はアパルトヘイトが深刻化し、民衆の抵抗も困難な状態だった。原因は、93年にパレスチナ解放機構（PLO）とイスラエル間で結ばれたオスロ合意によってアパルトヘイトが加速したことである。

和平合意に従い95年にパレスチナ自治政府が誕生したが、その権限は自治とは程遠いものだった。財政・開発・インフラなど主要分野は、欧米諸国やイスラエルの合意なしに決定できず、自治区も限定的な飛び地だけだった。自治政府には民衆を守る防衛手段もなく、他方でイスラエル軍の侵攻については事前通達を受け妨害しないことを約束している。そのためこの30年間、民衆はイスラエル占領機構に組み込まれた自治政府という二重の抑圧下に置かれてきた。（2面へつづく）

継続するナクバ（大災厄）と二重の抑圧

今年5月、イスラエル軍によるガザ地区への侵攻が再び起きた。イスラエルによる包囲のために14年間も封鎖されているガザ。ただでさえ食料・医療品・エネルギーに事欠くなかで、これまで2008年～09年、12年、14年と3度の侵攻が行われてきた。今回の4度目の侵攻ではさらに住民256人が亡くなった。

こうした侵攻のたび無力感に打ちのめされる。国際法違反のはずのイスラエルによるガザ住民の虐殺が止まらないからだ。それもツイッターなどソーシャル・メディアを通して世界中の人びとが見ているなかで、である。しかしパレスチナと連帯する人々に無力感を植えつけることこそ、イスラエルの狙いだと言える。イスラエルは、パレスチナ人の人権保護、自決権、

難民の帰還権の承認といった法に基づく正義よりも、力によって歴史を作ってきた。私たちが無力感を抱けば、こうした力による支配を放置し、パレスチナ人を孤立させたままにしてしまう。

パレスチナ人への暴力は、パレスチナの多数派かつ先住者であるパレスチナ人の自決権を認めず、外部からユダヤ人を入植させて中東での同盟者に育てようとした英国の植民地支配から生まれた。そして1948年のイスラエル建国時、当時のパレスチナ人人口の3分の2にあたる75万人が組織的に追放され難民になった。パレスチナ人はこの悲劇を「ナクバ（大災厄）」と呼ぶが、イスラエルの入植型植民地主義と民族浄化政策はその後も続いた。

建国から19年後の1967年、第3次中東戦争でパレスチナ全土を支配したイスラエルは、パレスチナ人に居住地ごとに異なる法的地位を与えて分断した。パレスチ

「あらゆる抑圧からの解放を！」パレスチナ人の連帯のインティファード

民衆の抵抗の活性化と
ガザ侵攻

しかし今回のガザ侵攻前後にかけて、民衆の抵抗は転換点を迎えていた。実はガザ侵攻自体が、パレスチナ民衆の自立的な抵抗の文脈のなかにあった。ガザ侵攻に至る導火線には、国際法違反の占領が続く東エルサレムでおきた2つのパレスチナ人弾圧事件があった。1つは、東エルサレムのシェイク・ジャッラーフ（メディアでの表記は「シェイク・ジャラ」）地区に住むパレスチナ人家族の追放の危機だった。これらパレスチナ人家族は48年に故郷を失った難民だが、今年4月、イスラエルの裁判所が彼らに立ち退き命令を出す危険が高まったのだ。ナクバに続く再度の追放の危機に対し、ガザ侵攻前から抗議のうねりが起きていた。

2つ目の弾圧はイスラーム暦の断食月（ラマダーン月）にあたる4月にエルサレム中心部で起きた。断食明けの食事集うムスリムに向けて、極右ユダヤ系イスラエル人が「アラブ人に死を！」と叫んで行進し、イスラエル警察の介入を招いた。これを口実に、イスラエル当局はイスラーム第三の聖地アルアクサー・モスクへのパレスチナ人の通行を制限したのだった。これに数万人の礼拝者が抗議すると、イスラエル国境警備隊は催涙ガスや音響爆弾を発射した。礼拝者たちはモスクに逃げ込むも、こじ開けられた扉の隙間から催涙ガスと音響爆弾が打ち込まれた。この動画がソーシャル・メディアで共有されると抗議がさらに拡大した。

ハマースのロケット発射も、200万のガザ住民（実にその3分の2が48年の難民およびその子孫である）を14年も封鎖し、他



ヨルダン川西岸地区ビレイーン村のデモ（筆者撮影）

の占領地でも民衆を追い立て、究極的に聖地アルアクサー・モスクを侵攻したという歴史的な文脈から起きた事態である。ハマースのロケットが発端だとしてイスラエルの侵攻を「報復」と報じた今回のマスメディア報道は、イスラエルの民族浄化政策についての歴史的な理解を放棄しており、イスラエルのプロパガンダ発信に一役買ってしまった。

連帯のインティファードと
グローバルな共鳴

ガザ侵攻前に生じた抵抗は、侵攻中さらに広がった。顕著だったのはイスラエル国内に住むパレスチナ人の動きである。彼らはイスラエル領となった土地に留まったためイスラエル市民権を持つが、他のパレスチナ人同様、イスラエルの武力や法で土地の権利を奪われてきたのだった。彼らは、パレスチナ人は皆イスラエルの入植型植民地主義と闘争していると訴え、侵攻の最中の5月18日にゼネストを呼びかけた。これにはハマースと自治政府も参加したため、全パレスチナでの一斉ゼネストという稀有な事態となり、「連帯のインティファード」が叫ばれた。この連帯の呼びかけは既存の

党派ネットワークによらない女性や若者が主体になっている。

この新しい動きのなか、民衆はイスラエルの占領や自治政府などの「あらゆる抑圧からの解放」を叫び、”Don't stop talking about Palestine. (パレスチナについて語り続けてください)”と声を発している。私たちに必要なのは、こうした民衆の声を増幅させ、メディアでの表面的な説明を揺さぶることだろう。そしてこの運動はグローバルな連帯ともつながり、米国の「ブラック・ライヴズ・マター（黒人の命は大切だ、BLM）」運動との連動を見せている。アフリカン・アメリカン住民もパレスチナ人も、入植型植民地主義の力によって強制移動・人種差別にあい、かつその歴史が不当に無視されているという共通の文脈があるためだ。パレスチナ人もBLM運動とグローバルに連帯し、歴史的な不正義をソーシャル・メディアや抗議活動で可視化しようとしている。

パレスチナ人の
抑圧への加担にNoを！

日本でもこれに呼応する「BDS運動」が起きている。これは南ア・反アパルトヘイト運動を参照して

2005年にパレスチナ市民団体が始めたキャンペーンで、イスラエルに国際法を順守させるためのボイコット (boycott)、資本引き上げ (divestment)、制裁 (sanction) を呼びかけている。この運動は国際法上違法である入植地で作られたイスラエル製品や、イスラエルに軍事技術を提供するグローバル企業のボイコットを呼びかけている。日本で展開する企業にもコンピュータ関連会社のヒューレット・パッカード (HP) やプーマなどがある。HPは占領地の軍事検問所での生体認証システムの供

与やイスラエル軍の電子サーバー管理を行い、プーマも入植地に拠点を置くサッカーチームが加盟するイスラエル・サッカー協会のスポンサーである。グローバル企業の人権侵害への加担に厳しい目が向けられる現在、私たちの日常のなかでもイスラエルの国際法違反に加担しないという意志を示し、パレスチナ問題についての議論の場を開くことが重要である。

日本では安倍政権時代の2014年に「武器輸出三原則」が撤廃されて以降、イスラエルとの政治・経済・軍事面での関係強化が進ん

でいる。2019年9月には防衛省とイスラエル国防省の間で「武器・技術に関する秘密情報保護の覚書」が取り交わされ、同年に千葉県幕張メッセで行われた武器見本市「DSEI JAPAN」ではイスラエルの軍事関連企業が出展した。一部のグローバル企業や政府によるパレスチナ人抑圧への加担に反対し、日常のなかでパレスチナ問題を語る場を増やし、パレスチナ人の声を広めることが、パレスチナ人との連帯においてますます重要になっている。

日本 AALA 第 55 回定期大会開催

日時 11月6日 (土)・7日 (日)

会場 東京労働会館

第55回定期大会の開催日について上記のように決まりました。詳細が決まり次第、お知らせします。東京五輪・パラリンピック開催でコロナの感染拡大が予想されますので開催形式についても検討します。

総選挙では菅9条改憲を阻む勢力の前進をがちとり連帯運動を発展させる大会にしましょう。

会員増やし期間中です (6/1 ~ 8/31)

第55回定期大会に向け、AALA 会員を増やす期間が始まっています。今年4月1日以降の各都道府県が会員を増やしました。「増やし期間」の途中経過です。

5人：埼玉 4人：宮城、京都 3人：北海道、愛知、愛媛

2人：千葉、東京 1人：兵庫、大阪

オンライン学習会の開催、役員会の開催で友人・知人に加入を勧めましょう。

事務所移転緊急募金ありがとうございました

日本 AALA 機関紙 5月号で「日本 AALA 事務所移転緊急募金」を会員の皆様に呼びかけました。約250人の方から120万円の募金が寄せられました (7/16現在)。ありがとうございました。移転費用、通信手段移設、事務用棚、紙折り機購入などの費用約110万円を支払うことができました。連帯運動の活動拠点として新事務所での活動がはじまっています。よろしくお祈いします。

教宣部から

機関紙に掲載された個人署名の論考は、筆者個人のもので、日本 AALA の見解を代表するものではありません。

自ら規定した自治制度を蔑ろにする中国政府 変わり果てる 新疆ウイグル自治区、香港

阿古 智子（東京大学大学院教授）



蔑ろにされる区域自治制度

中国政府は区域自治制度によってウイグル族など少数民族の自治を保障すると規定している。しかし、それは確実に実施されていない。これは、中国政府が香港の「一国二制度」の国際公約を守らないのと同じ構図で捉えることができる。

中国は省レベルに5つの民族自治州を、州以下のレベルにも民族自治州（30州）、民族自治県（117県）、民族自治郷（1173郷）を設置している。憲法が規定する「自治」の主な内容は、(1) 少数民族出身者の当該地区の国家機関への政治任用、(2) 現地の政治・経済・社会状況を勘案した地方法令の制定と財政管理、(3) 国家の計画的指導を前提とした域内独自の経済活動を資源の優先的開発、(4) 民族の文化遺産保護と民族文化の発展事業の推進であり、自治権には、各少数民族が自らの文字や言語を使用する権利、少数民族幹部を養成する権利、民族教育を実施する権利、首長や人民代表主

強制収容、子どもは寄宿舎へ、不妊手術の急増

欧米のメディアやシンクタンクの報道や調査は、ウイグル族などへの迫害の実態を明らかにしている。例えば、2019年9月、後ろ手に手錠をかけられ、布で目隠しされた丸坊主の男性たちが数百人の警察官に囲まれ、列車で移送されようとしている場面が動画で配信された。何者か

任に少数民族をあてる権利などが含まれる。

現在、チベット自治区をのぞいて少数民族がマジョリティである民族自治区は存在しない。新疆ウイグル自治区では1949年に全区人口の約76%を占めていたウイグル族は、2015年には47%にまで減少し、漢族は1950年代に数%だったのが、2015年には36%になった。漢族移住者の増加に伴い、地元資源の剥奪感が増している。改革開放期に推進されていた少数民族語と漢語のバイリンガル教育は、漢語を中心とした学校教育に転換し、政府機関が宗教活動を厳格に管理する中、共産党組織の「統一戦線工作」を通じた民族・宗教指導者への懐柔も積極的に行っている。イスラム系少数民族の場合、未成年の宗教施設への出入りや学生のラマダーン月中の断食が禁止されるなど、少数民族の文化を抑圧する政策が実施されている。

がドローンを使って撮影したと見られる。「駐英中国大使、BBC番組でウイグル人の強制収容否定ビデオを見せられ」『BBCウェブサイト』（2020年7月20日）

トルコに逃れたウイグル族などが証言を集めたBBCによると、親が収容所に送られた後、取り残され

た子どもたちは、子ども専用の教育収容所に収容されている。寄宿学校では中国語以外の言葉を話す処罰

貧困対策か、強制労働か

中国政府は欧米のメディアやシンクタンクが意図的に情報を歪曲し、偽情報を流していると主張するが、中国政府の企業への雇用ノルマや補助金制度が、労働を結果的に「強制」した可能性についてはどう答えるのか。例えば、新疆ウイグル自治区政府は2018年から2023年、繊維産業で100万人を雇用する目標を掲げ、そのうち65万人は喀什（カシュガル）、和田（ホータン）、阿克蘇（アクス）など新疆南部から雇用している（『新疆紡績服装産業発展規画（2018-2023）』2018年3月2日）。2018年の自治区政府の告知によると、自治区内での余剰労働力の9ヶ月の雇用に対して、仲介業者に労働者1人あたり20元の補助金が支給されるが、さらに、他の地域にまで労働者を斡旋すると金額が300元に跳ね上がる（『新疆維吾爾自治区農村富余労働力転移就業以獎代補資金管理暫行辦法』2017年6月20日）。

一部の地方政府は「厳しい管理の下で最低賃金以下の条件でも働く労働者」などとして、企業向けに公告を出している。例えば、阿克蘇市政府は企業向け資料に「4000人以上を2年間で集め、軍隊式の閉鎖された環境において、アパレルコースの研修を受けさせています」「24時間工場に新疆の警察を配置できます」と

される。「多数の子どもを家族から引き離し、寄宿校に隔離 中国・ウイグル自治区」『BBCウェブサイト』（2019年7月5日）

一人っ子政策が終わり、子宮内避妊具（IUD）の挿入率が中国全体では2018年10万人あたり21人と減少したが、新疆ウイグル自治区では10万人あたり約1000人に上る。人口1000人当たりの出生数は、2017年に15.8人だったのが、2018年には10.69人に減少している。「新疆ウイグル自治政府、出生率の急落認める 強制的な不妊手術は否定」『CNNウェブサイト』（2020年9月22日）

記していた。村民委員会がウイグル族の貧困家庭をリストアップし、国有企業や民間企業に「労務転移」（労働力の派遣）をしている。

中国政府は貧困対策がうまくいっていると主張するが、ウイグル族の労働者たちが本心から望んで家族と離れ、信仰も捨てて工場で働いているのだろうか。「強制」を否定するが、

香港：権威主義の到来で苦しむ市民

植民地下の香港政治には「民主はないが、自由はある」と言われてきた。「権威主義的な国家の体制と自由で自律的な市民社会の共存」、言い換えれば『中国式』の政治と『欧米式』の社会が併存し、「習近平個人独裁の色合いを強めている巨大なピラミッド型の中国政府組織の下に、行政長官を長とする香港政府は組み込まれている」が、「市民社会は多元的で、このピラミッドとは接続していない」と、立教大学の倉田徹教授は説明する。

政治と社会が乖離する香港の特徴は、「一国二制度」だからこそ見られるものでもあるが、返還前の香港は、現在以上に強力な植民地支配の独裁体制であり、その下に世界一自由なビジネス空間が存在していた。



平和的に行われた香港のデモ（筆者撮影：2019年12月）

それなら、今のように厳格に自治区の人の出入りを監視・制限したりせず、メディアにも研究者にも自由に調べさせればよいではないか。ASPI（オーストラリア戦略研究所）の報告書によると、ソニー、ファーストリテイリング、TDK、三菱電機、日立、任天堂、パナソニック、シャープ、東芝、無印などの日本のブランドが関わるサプライチェーンで、ウイグル族への強制労働が疑われている。

返還に向けた過渡期にイギリスは香港の民主化を進め始めた。

返還後は経済の「中港融合」が進み、香港が「国家の安全」への脅威とならないように、中国政府は香港社会に介入するようになった。これに対して香港社会は反発し、「中港矛盾」が生じた。「一国二制度」という世界でも例を見ない実験において、50年という期限が来る前に、中国の影響力は着実に浸透していった。危機感を覚えた人たちは、民主化運動に積極的に参加した。反国民教育運動（2012年）、雨傘運動（2014年）、逃亡犯条例改正案に対する反対デモ（2019年）の中心になっていたのは若い世代である。彼らは批判的思考能力の育成を目指して進められた教育改革の影響を受けている

ともいわれる。香港では多元文化・世界市民モデルの「公民教育」が国民国家の論理に基づく「国民教育」よりも先行して始まり、1992年には「通識教育」（Liberal Studies）が選択科目として導入され、2009年に必修科目に格上げされた。

香港の高校生は卒業時に受験する公開統一試験「中学文憑考試」（DSE）で、英語、中国語、数学に並んで、通識教育を受験する。通識教育は、20世紀半ばのアメリカで確立された「探究式学習」を参考にしたと言われている。「独立專題探究」という教授法で批判的思考能力の育成を目指すものであり、常態化していた丸暗記型学習を抜本的に改革し、これまでの教科学習を超えた「詰め込み教育から生徒の主体的な学び」への転換を図った。

しかし、国家安全維持法の施行を受けた改革で新たに導入されるのは、国家分裂や政権転覆など4つの犯罪類型を学ぶカリキュラムだ。「通識教育」は「公民と社会発展」という科目に抜本的に改められ、順法意識や愛国心がその重要な要素となる。

人権の擁護と発展を重視する 非同盟運動

バンドン宣言と非同盟諸国首脳会議の宣言に見る(下)

小松崎 榮 (日本 AALA 顧問)

自決権と人権で画期的な 「マルガリータ宣言」

(1) 人権及び基本的自由の不可欠な 民族自決権

「マルガリータ宣言」は第3項で、首脳会議は「すべての人民の自決への不可侵の権利を強調した」としています。その上で、「他国の占領又は植民地支配もしくは外国の支配の状況の根絶」と「人権及び基本的自由の普遍的尊重の確保」のためには、「自決権の行使は有効かつ不可欠である」と宣言しています(*1参照)。

人民の自決権(民族自決権)については、これまでは主に国の独立と国家の主権の確保の観点から論じられてきましたが、「人権と基本的自由の確保に有効で不可欠」との見解を鮮明に示したことは、民族自決権のもう一つの役割を指摘したことになり画期的なことです。

(2) 人権には国際的普遍性と基準があり、完全な行使を

「マルガリータ宣言」は第5項で「人権」について言及しています。そこでは、まず、首脳会議は「普遍的、不可分、相互依存的及び相互に関係しているあらゆる人権の保障と促進への決意を再確認した」と述べています。その上で、「これには発展的で協力的な国際的対話、能力の構築、技術支援、優れた実践への評価を通じて取り組むこととし、同時に、あらゆる人権の完全な行使を確保するものである」「人権は、普遍性、透明性、

公平性、非選択性、非政治的、客観性といった基本原則にもとづき強化されるべきもの」としています。

つまり、人権は国際的に普遍的なもので、その確保と促進には国際的協力が必要であり、人権は普遍性や公平性等の基本原則に則り強化され、完全に確保しなくてはならないとしているのです。

(3) 人権の擁護と発展は、国際的課題であり、「ウィーン宣言」に則り実現を

「マルガリータ宣言」の第5項では、「1993年のウィーン宣言で示されている原則によって、全ての人のための人権の成就に努めると改めて表明した」と述べています(*2参照)。

「ウィーン宣言」は、1993年に、国連の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」を指します。注目すべき内容は、①人権は人間固有の尊厳と価値に由来するとし、人権の具体的な内容を記述している。②人権と基本的自由の普遍性は疑問の余地がないし、その強化には国際協力強化は不可欠。③人権の促進と保障が国際社会における最優先事項である。④国等の特殊性や歴史・文化等を考慮されねばならないが、政治的、経済的、文化的体制の如何に拘わらず、全ての人権と基本的自由の促進・保護は国家の義務である等としていることです。

また、協力、監視、支援促進のために、人権高等弁務官事務所、難民高等弁務官事務所、人権理事会の設置を決めました。

常任理事国の横暴許さない 国連改革を

2012年の第16回非同盟諸国首脳会議の決議・「テヘラン宣言」の第1項では、国連改革を主張しています。

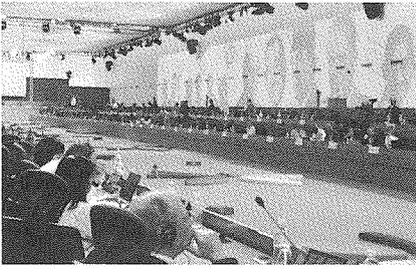
「平和と安全保障分野における国際的な政策決定機構は、時代遅れになっているどころか、いかなる変革にも抵抗するものとなっている」とし、「国際的平和と安全保障に分野も含めて、国連総会を再活性化させること、又、今日の世界の現状を反映するような国連安保理に改革することが特に重要である」としています。

つまり、議案に対する拒否権を持つ国連安保理常任理事国(米、英、仏、露、中)やG7等が主導する機構は時代遅れであり、加盟国全体の意思(国連総会)が、決定権を持つこと、つまり、193の加盟国全体が主人公の国連をつくらうと言うことです。

今日の事態を見る時、この宣言の指摘は正しく、改革の方針は益々重要になっています。

21世紀は人権の世紀、「人権問題」を運動の柱に

20世紀は植民地体制を崩壊させ、100を超える主権国家を誕生させた世紀です。人命は地球より重く、基本的人権は人間らしく生きるための必須の条件です。主権国家樹立も人類の先駆的で積極的な活動も、この基本的人権が花開



く社会を求めたものです。21世紀は、国連憲章とバンドン会議の宣言等を拠りどころに20世紀に獲得した人権問題等の進歩的な成果を発展させ、主権国家樹立の目的と責務である「人権」を花開かせる世紀です。

私達日本 AALA は一貫して国連憲章とバンドン会議宣言、そして、日本憲法を拠りどころに活動してきました。『日本国憲法』の柱は、国民主権、平和主義、基本

的人権です。

非同盟運動と私達の運動に確信を持ち、人間として生きるために、そして戦争による惨禍を阻止し平和共存・友好親善のために、今こそ国連憲章とバンドン宣言、日本国憲法の重要性を再認識し、『基本的人権』の確立と促進を運動の視点と柱にして、がんばりましょう。

■参照

会場で配布された「マルガリータ宣言」の第3項、5項の関連部分

* 1 the exercise of self-determination remains valid and essential to securing the eradication of all those situations and ensuring the universal respect of human

rights and fundamental freedoms.

* 2 they expressed once again that human right should be strengthened by adhering to the fundamental principles of universality, transparency, impartiality, non-selectivity, non-politicization and objectivity while seeking to realize the human rights for all, pursuant to the principles contained in the Vienna Declaration of 1993.

なお、冒頭の they は、非同盟諸国首脳会会議に参加した‘首脳’陣を指しています。



茨城

第18回総会と理事会を開催

4月25日、水戸市国際交流センター多目的ホールで茨城県 AALA 連帯委員会第18回総会を開きました(写真)。総会に先立ち、日に日に深刻さを増す「ミャンマー問題」を特別企画として取上げ、ミャンマー情勢に詳しい大村哲氏と宇崎真氏のオンライン講演会ビデオを視聴し、知見を広めました。

続いて近藤理事長から「今年1月核兵器禁止条約が発効されました。また「気候危機を救え、飢餓や貧富格差の解消、人種差別や分断反対、ジェンダー平等、軍拡ストップ」など運動が広がり、まさ

に AALA の出番です」とあいさつがあり、また来賓あいさつとして、茨城革新懇代表世話人の田中重博氏のメッセージが読み上げられました。

黒澤事務局長より、この1年間の国内外の情勢および茨城 AALA の活動報告がありました。その後、会計決算報告、今年度の方針案が示されました。

* 6月27日の理事会から

コロナ禍のなか日本 AALA や埼玉、兵庫、京都 AALA 主催のオンライン学習講演会がいくつかありました。いずれの講演も情勢にマッチした魅力あるテーマでしたが、茨城 AALA で視聴した人が限られていました。

会員から、視聴したかったのに PC の操作がわからなかった、時間が取れなかったなどの声が寄せられ「講演の録画があるなら、この際、会員外の人にも声をかけみんなで視聴しよう」ということになりました。早速、8月にこれまでの講演のなかから、いくつかを選択して大型画面で視聴することにしました。

コロナ禍で会員同士が顔を合わ



せる機会もままならぬなか、交流が深まりさらに新しい会員が迎えられたら、と期待しています。

(事務局長 黒沢一也)

京都

「コロナ対策の問題点」を学ぶ

さて、新型コロナウイルス感染症が発生して1年半が経ちましたが、世界的な終息には程遠いばかりか、変異株が世界に拡大しています。6月23日、日本外国特派員協会主催で、上昌弘氏(内科医、医療ガバナンス研究所理事長)の記者会見が行われた。テーマは「日本の医療政策は医師免許を持っていても、ほとんど臨床経験のない約300人の厚労省の官僚が全て決めている」。京都 AALA はオンラインで行われた記者会見を視聴し学習しました。

①日本の医療政策は厚労省の医師免許を持った約300人の官僚（医系技官）が全て決めていること。今回のコロナで象徴的なのは、当時の安倍前首相が「PCR検査を増やさない」と指示したにも拘らず、このような官僚たちが有力な政治家に「増やしてはいけない」と、レクチャーに回っていたことだ、と強調した。医療は非常に専門性が高い分野でもあり、これまで医療政策を完全にこの医系技官に委ねてきた経緯がある。現在、政府分科会の会長である尾身先生も医系技官である。②コロナ対策は、科学的に合理的でなければ成功しない。その象徴がイギリスで

あり、アメリカだ。今回のコロナは歴史に残る驚くべきスピードで克服しつつあると考える。行政機関である国連以外に、グローバルなメディアが影響を持った為で、コロナウィルスの遺伝子配列を中国の研究者がイギリスの「ネイチャー」に発表し、それを見たドイツの研究者がワクチンを考え、アメリカの製薬企業が1年も経たずに商品化した。このような共同作業は人類の歴史の中で、今回が初めてだ。③ワクチン接種の遅延問題、東京オリンピックの開催時期の問題（1年でもっとも暑い7～8月に何故強行するのか?!）IOCの異常な体質、またオリ



記者会見する上昌弘氏

ピックに関する専門家の「無観客」提言については、屋内・屋外、スタジアムと体育館で全く違うはずなので、科学的に合理的なものとは思えない。日本の問題は、政治家も専門家も国民が信頼していないことである。

（事務局長 辻崎忠由）



愛媛 AALA の活動 35 年

愛媛 AALA が結成されてから今年で 35 年になります。結成と同時に参加した私の AALA がある暮らしも 35 年。随分といろいろの活動に参加してきました。松山市職労の書記をしていたとき、1986 年に都職労の内山さんなどの働きかけで、愛媛 AALA 結成の呼びかけがあり、一も二もなく参加しました。結成総会に来られた秋庭さんの国際連帯運動への熱い思いは、今も耳に残っています。

東京出張の帰りに立ち寄った新大久保の事務所で、当時、レーガン政権と闘っていたニカラグアへの訪問を秋庭さんから要請さ

れ、訪問したことを皮切りに、アマンドラ公演のためのマレーシア訪問、札止めも出たアパルトヘイト反対を訴えたアマンドラ松山公演、そして、小笠原副理事長を団長に、貫名初子さんを副団長とした南ア訪問。ポストンシンポへの参加、うたごえ協議会と日本 AALA 共催で開催された日韓シンポでは、吉岡吉典さんが急逝しましたが、こうした国際連帯交流の場の多くに参加してきました。その他、キューバ訪問、ブラジルで開催された世界社会フォーラムへの参加も私の目を世界に大きく広げてくれました。

愛媛 AALA は、結成 20 周年を記念してのベトナムツアーを始め、ネパール、韓国、沖縄、台湾、濟州島、旧満州、モンゴル、サハリン、コスタリカなどへの友好訪問を重ねてきました。職場を定年退職してからの私は、愛媛での日本母親大会開催後、ベトナムに 2 年、2011 年から、沖縄・東村高江での座り込みを中心にした 7 年間

の沖縄での暮らしがありました。愛媛 AALA の活動は、キューバ大使、ベネズエラ大使や秋庭さん、緒方さん、幸野堯さん、四谷さん、澤田さん、田中さん、新藤さんなどを迎えての講演会開催など、それらはその間の地元の諸活動に大きな力になってきました。

今、私の机の前には、不破さん・秋庭さん・四谷さん・須藤さんと並び緒方靖夫さんがシャッターを切って下さった写真が引き伸ばされて飾ってあります。私も 83 歳を過ぎ、理事長、副理事長も亡くなられ、今、これからの愛媛 AALA をどうすればいいのか、思案で明け暮れる日々となっています。救いは 2 年目となった定期学習会の参加者が会員になられていること、学習会に新たな参加者があることなどです。残念なことは、かつて日本 AALA の活動に、四谷さんや貫名さんと日本 AALA に女性部を!と訴え続けたことが消えてしまったこと。その実現が叶っていないことです。残念!

